



平成28年6月3日

各 位

東京都中央区新川一丁目28番44号
アクリーティブ株式会社
代表取締役 菅原 猛
(コード番号: 8423 東証一部)
問い合わせ先 取締役 財務部長 高山 浩
TEL 03-3552-8701

株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、平成28年6月3日開催の取締役会において、平成28年6月21日開催予定の当社第17期定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認・可決されることを条件とした当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同様。)に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年6月21日開催予定の第17期定時株主総会における定款変更の承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これらの体制変更を機に、当社取締役が株主の皆さまと株価変動のリスクとメリットを共有し、今後より一層業績向上に対する意欲や士気を高めるため、本制度を導入いたします。

2. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成11年5月19日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第17期定時株主総会においては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定について見直しを図り、年額200百万円以内とする議案を付議させていただき予定です。この議案で付議する取締役の報酬等の額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、年額20百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)以内にて株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることとするものです。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

上記に定める年額の範囲内で、当社取締役会の決議において、新株予約権を割り当てる日(以下割当日という)の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除した数(整数未満の端数は切捨て)を上限とし、かつ300個を超えないものとする。

(2) 新株予約権の払込価額

新株予約権1個当たりの払込価額は(1)に記載の公正価額とする。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下割当株式数という)
普通株式とし、各新株予約権1個当たり100株とする。
なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会において定める。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記(5)の期間において、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (8) その他の新株予約権の募集要項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

以上